

## 第5章 施策の方向と内容

基本目標 I 学ぶ・気づく

男女が平等な社会をめざす意識づくり

基本目標 II つくる

男女がともに参画する地域社会づくり

基本目標 III はたらく

男女がともに働きやすい条件づくり

基本目標 IV くらす

男女がともに安心して暮らせる健康と福祉の社会づくり

【施策の体系】

基本理念

男女共同参画社会の実現

基本目標	基本課題	施策の方向
<p><b>学ぶ・気づく</b></p> <p>男女が平等な社会をめざす意識づくり</p>	<p>固定化した意識の流動化</p> <p>男女平等を推進する教育と生涯学習の充実</p> <p>いのちを尊び、互いの性の価値を認める</p> <p>一人ひとりの男女の人権の確立</p>	<p>① 男女共同参画社会に向けての啓発や調査・研究・広報の充実</p> <p>① 家庭教育における男女平等の推進 ② 学校教育における男女平等の推進 ③ 社会教育における男女平等の推進</p> <p>① 学校教育における性教育の充実 ② 性に関する学習機会の充実 ③ メディアにおける人権尊重の推進 ④ 青少年の人権尊重のための啓発活動の推進</p> <p>① 人権の尊重に関する啓発 ② あらゆる暴力や虐待の根絶</p>
<p><b>つくる</b></p> <p>男女がともに参画する地域社会づくり</p>	<p>あらゆる場への女性の参画促進と社会活動への活性化</p> <p>家庭生活における男女の共同参画促進</p> <p>地域社会における男女の共同参画促進</p> <p>国際交流・多文化共生社会の促進</p>	<p>① 政策・方針決定過程への女性の参画促進 ② 各種団体の構成に応じた女性の役員登用の啓発 ③ あらゆる分野に関する人材情報収集・情報提供 ④ 女性リーダーの養成とネットワーク化</p> <p>① 男女の固定的性別役割分担意識の是正のための啓発 ② 男女共同参画の視点からの生涯学習・家庭教育の充実</p> <p>① 自治会組織などへの女性の参画 ② 地域等における慣行・慣習の見直し ③ 女性の活躍支援 ④ まちづくり活動での取り組みの推進 ⑤ ボランティア活動等での取り組みの推進 ⑥ 地域社会への男女の共同参画促進のための学習機会の充実</p> <p>① 国際的な視野の醸成 ② 多様な文化や慣習をもつ人びととの共存ができる社会づくり</p>
<p><b>はたらく</b></p> <p>男女がともに働きやすい条件づくり</p>	<p>雇用の分野における男女の機会均等の推進と就労条件の向上</p> <p>多様な働き方に対応できる条件整備</p> <p>男女がともに職業生活と家庭・地域生活が両立できる社会づくり</p> <p>農林漁業や商工自営業等での働きやすい環境づくり</p>	<p>① 女性の労働に関する調査・研究 ② 雇用の分野における男女の機会均等・待遇の確保に関する啓発</p> <p>① パートタイム労働等における就労条件の向上 ② 新しい働き方のための情報提供</p> <p>① 育児・介護休業制度・再就職支援事業の普及啓発 ② 育児・看護・介護にかかる支援の充実と支援 ③ 労働時間短縮・弾力化の促進</p> <p>① 経営や方針決定過程への女性の参画拡大 ② 女性の経済的・社会的地位の向上 ③ 女性グループ等の支援</p>
<p><b>くらす</b></p> <p>男女がともに安心して暮らせる健康と福祉の社会づくり</p>	<p>男女の健康保持・増進</p> <p>高齢者等がいきいきと安心して暮らせる体制の整備</p> <p>障がいのある人たちが安心して暮らせる環境の整備</p> <p>ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備</p>	<p>① 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する概念の普及・浸透 ② 生涯を通じた男女の健康づくり支援 ③ 女性の母性保護に関する支援</p> <p>① 高齢期における社会参画の促進・介護予防の充実 ② 高齢期の生活支援の推進 ③ 介護・医療等の多職種連携の推進 ④ 介護保険サービスの充実 ⑤ 虐待防止・権利擁護対策の推進</p> <p>① 住民参加によるノーマライゼーションの実現 ② 自主性の確立と平等な社会づくり ③ 地域活動と生活支援施策の充実</p> <p>① ひとり親家庭の自立の支援</p>
<p>総合推進体制の整備・充実一計画推進の整備・充実</p>		<p>① 町民参加による男女共同参画の推進体制 ② 総合的な庁内推進体制の整備 ③ 計画の進行管理機能の強化 ④ 県・他市町村間の連携強化</p>

## 基本目標 I 男女が平等な社会をめざす意識づくり

### 基本課題1

固定化した意識の流動化

### 基本課題2

男女平等を推進する教育と生涯学習の充実

### 基本課題3

いのちを尊び・互いの性の価値を認める

### 基本課題4

一人ひとりの男女の人権の確立

## 基本課題 1

### 固定化した意識の流動化

人々の暮らしの慣行・慣習の中には、長い時間をかけて無意識に培われてきた性別による役割分担の考え方が根強く残っています。

このことは、家庭・職場・地域の中で私たちの日常生活に深く関わってきました。近年、社会の急激な変化によって、人々の生活が多様化していく中で、固定的な性別役割分担意識や慣習などにとらわれず、あらゆる場面で誰もが多様な選択ができ、能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現が必要不可欠となってきました。

そのためには、性別による偏りにつながる恐れのあるような慣行・慣習、制度について、男女が対等なパートナーであるという認識を深め、その視点に立ち、住民一人ひとりが見直す必要があります。

「日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン 2019～」を広く周知し、男女共同参画社会の実現に向けての意識を深く根づかせ、行動につながるような啓発活動を行うとともに、現状の把握・調査・研究に努めます。

施策の方向 ① 男女共同参画社会に向けての啓発や調査・研究・広報の充実	
◇ 具体的施策	担当課
★ 「日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン2019～」を周知し、男女共同参画社会についての認識を深め、社会的につくられた男女の性差（ジェンダー）に気づく視点を定着させ解決に向かうための手法について広報・啓発を進めます。	企画振興課 生涯学習課
★ 男女共同参画社会の実現に向けて、自主的・主体的に活動しようとする人たちや広範な各種団体とのネットワーク化を図り、情報交換や男女共同参画について考えるための機会を設けます。	
★ あらゆる機会を通じて、男女の社会的立場や状況・情報等の収集のための調査・研究に努めるとともに、資料の公開・共有化を図ります。	

## 基本課題 2

### 男女平等を推進する教育と生涯学習の充実

男女がよきパートナーとして、共に輝いて生きていくためには、男女の固定的な性別役割分担意識を是正し、対等な人間関係をつくり、人権意識の理念に基づいた男女平等観を形成していく必要があります。

そのためには、家庭・学校・地域・職場など社会のあらゆる場において、各年齢層に応じたジェンダーにとらわれない教育を推進するとともに学習の充実を図ります。

また、男女ともに自立できる力をつけるため、学習機会の提供と多様な地域課題に取り組む生涯学習を支援するとともに、教職員・保護者・地域住民・企業等への情報の提供に努めます。

#### 施策の方向 ① 家庭教育における男女平等の推進

◇ 具体的施策	担当課
★ 子どもは、家庭における養育者の生活習慣、言葉かけや行動などに強く影響を受けながら育っていきます。男女が互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、養育者などを対象とした家庭教育学習会や親になる前の男女を対象とした講座など家庭教育についての学習機会を更に充実させます。	生涯学習課 子ども支援課
★ 「子育て広場」の実施、子育て支援ネットワークづくりの推進、親子の共同体験の機会の提供、父親（男性）の積極的な家庭参加への支援・推進、保護者を対象とした家庭教育に関する学級・講座の開設等、学習機会・相談・情報提供の充実に努めます。	

#### 施策の方向 ② 学校教育における男女平等の推進

◇ 具体的施策	担当課
★ 学校教育全体を通じて、ジェンダー平等を推進し、人権の尊重・互いの性を理解し合える男女平等の意識を高める教育を推進します。	学校教育課
★ 幼児期から成人期まで一貫した男女平等教育が推進されるよう相互の連携を深めます。	
★ 性別役割分担意識にとらわれない進路指導と職業観の育成に努めます。	
★ 教職員の男女共同参画についての認識を高める取り組みに努めます。	

#### 施策の方向 ③ 社会教育における男女平等の推進

◇ 具体的施策	担当課
★ 人権尊重・男女平等・相互理解・協力の意識を育み、地域づくりへの男女の共同参画を進めるため、各種団体・各関係機関との連携を図り、出前講座や地区の人権学習会、公民館のセミナー等を通じて、企業・地域・団体における学習機会を提供します。	生涯学習課 企画振興課
★ あらゆる機会を通じて男女平等を推進するための学習ができるよう生涯学習体制の整備を図ります。	
★ 男女平等推進のための学習活動の自主的な企画・運営に対する支援とリーダーの養成に努めるとともに、そのネットワーク化を促進します。	

## 基本課題 3

### いのちを尊び、互いの性の価値を認める

生命の尊さを基本とした、男女が互いの性に関する正しい知識を習得し、性別に関係なく自己決定権が尊重されるような教育・学習機会の提供、広報、啓発の充実が必要です。

このことから青少年を取り巻く性の問題・暴力表現の排除に向けた広報活動や学習機会の充実を図ります。

また、男性も女性も人として尊重され希望をもって生涯を送ることができるように、各種の取り組みを促進します。

施策の方向 ① 学校教育における性教育の充実	
◇ 具体的施策	担当課
★ 生命の大切さ、人間尊重、男女平等の精神に基づく異性観を持ち、自己の性と健康管理が自分で出来るように、性に関する健全な意識の醸成を図ります。	学校教育課

施策の方向 ② 性に関する学習機会の充実	
◇ 具体的施策	担当課
★ 思春期の男女や乳幼児を持つ保護者などに対し、生命の尊厳や性に関する学習機会の充実を図ります。	福祉保健課

施策の方向 ③ メディアにおける人権尊重の推進	
◇ 具体的施策	担当課
★ 公的な刊行物、各種 SNS 等については、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、人権を尊重した公正・公平な表現の徹底に努めるとともに、そのような認識の啓発を図ります。	企画振興課 生涯学習課
★ メディアにおける「人権を尊重した表現づくり」が推進されるよう働きかけます。	
★ 児童の権利の保護、青少年の健全な育成の観点が重視されるように配慮します。	

施策の方向 ④ 青少年の人権尊重のための啓発活動の推進	
◇ 具体的施策	担当課
★ 警察・少年センターや地域ぐるみによる防犯パトロールを推進するとともに、青少年育成町民会議やPTA・学校・民生委員児童委員・保護司等の連携を強化し、青少年の非行防止や健全育成の推進に努めます。	生涯学習課 交通環境政策課

## 基本課題 4

### 一人ひとりの男女の人権の確立

人が人を大切にすると人権尊重の精神を基盤として、あらゆる差別や暴力が根絶され、男女がともに社会のあらゆる分野で自立し、自らの存在に誇りを持つことができるような、民主的で豊かな住みよい社会を築くため、安心して安全なまちづくりを進めていくことが重要です。

しかし、パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス；DV）、性的犯罪、家庭内暴力、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、売買春、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）等、児童や男性・女性に対する性的・身体的・精神的苦痛をもたらす行為など犯罪となる人権侵害が増加している現状があります。

男女共同参画社会の実現を阻む要因のひとつである、暴力や虐待は重大な人権侵害です。

一人の人間として尊重される社会の形成をめざし、住民の自治意識や連帯意識の高揚を図り、人権尊重を基盤にした自由かつ平等で民主的な人権と福祉の町づくりを進めます。

また、DV防止に向けた啓発を進めるとともに、身近な相談窓口として関係機関等と連携し、DV被害者を支援します。

施策の方向 ① 人権の尊重に関する啓発	
◇ 具体的施策	担当課
★ 人権学習を進めるにあたり、「人権と福祉のまちづくり」を推進する町の方針に基づき、各地区人権啓発推進協議会を中心に、各地区の実情にあった取り組みを進めます。	企画振興課 学校教育課 生涯学習課 商工観光課
★ 男性も女性も多様な生き方を認め合い、選択することが可能となるような広報・啓発活動に努めます。	
★ 人権擁護委員による、ジェンダー平等に関わる啓発活動を進めます。	

## 施策の方向 ② あらゆる暴力や虐待の根絶

◇ 具体的施策	担当課
★ DVをはじめとした暴力を生み出さない環境の整備と暴力について様々な手段で相談できる体制の整備をします。	企画振興課 福祉保健課 子ども支援課 長寿福祉課 学校教育課
★ DV等の人権侵害に関する相談・通報窓口の情報提供、広報に努めます。	
★ DVやハラスメント行為、児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待、インターネットでの誹謗中傷や差別等を許さない、人権侵害を容認しない社会的気運の醸成を図るため、啓発活動を積極的に進めていきます。	
★ 不審者に関する迅速な情報発信により、性犯罪防止に努めます。	
★ デートDVなど、交際中の若年層で起こる暴力防止に向けて、中学校・高校等と連携し、正しい知識を広めるため、教育・啓発します。	
★ DV、デートDV防止に向け、「生命の安全教育」(文部科学省)を学校において進めます。	
★ 子どもの健診や相談、在宅介護を行っている家庭への訪問等において、DV被害者を発見した場合は、関係機関に円滑につながられるよう連携します。	
★ DVについて、緊急性に応じて警察・医療機関・県等の関係機関と連携をとり、DV被害者およびその家族の相談や支援をします。とりわけ、DVのある家庭環境下の子ども(18歳未満)に対して、関係機関と連携して心のケアに努めます。	

### 《用語解説》

#### ※ハラスメント行為

ハラスメントとは、嫌がらせやいじめなどの行為を意味し、代表的なものとして、地位や権力などを背景に相手に嫌がらせを行うパワー・ハラスメントや男女問わず性的な嫌がらせを行うセクシュアル・ハラスメント、働く女性が妊娠・出産することが業務上支障をきたすとして、精神的・肉体的な嫌がらせを行うマタニティ・ハラスメントなどがある。

他にもアルコール・ハラスメントやモラル・ハラスメントなど主に、職場や学校などにおいて、様々なハラスメント行為が問題となっている。

#### ※デートDV

交際中の男女間における身体的、精神的、性的な暴力をいいます。上記DVのほか、携帯電話を勝手に見る、異性とのメールや電話を制限する、交友関係を細かくチェックし監視する、無理やり物を買わせる、借りたお金を返さない、などが特徴的です。

## 基本目標 Ⅱ 男女がともに参画する地域社会づくり

### 基本課題 1

あらゆる場への女性の参画促進と社会活動への活性化

### 基本課題 2

家庭生活における男女の共同参画促進

### 基本課題 3

地域社会における男女の共同参画促進

### 基本課題 4

国際交流・多文化共生社会の促進

## 基本課題 1

### あらゆる場への女性の参画促進と社会活動への活性化

各種審議会・行政委員会の委員や議会議員、各種団体・自治会・PTA等の地域団体の代表に占める女性の割合は依然として低く、女性は副代表や会計など、補佐的な役割を担う傾向にあります。

男性も女性も社会の構成員として、バランスの取れた社会を形成するために、あらゆる分野へ男女がともに参画できるよう、積極的に女性が参画できる体制・仕組みづくりが必要です。

#### 施策の方向 ① 政策・方針決定過程への女性の参画促進

◇ 具体的施策	担当課
★ 審議会・行政委員会等委員の選任方法の見直しを図り、女性委員のいない委員会などをなくしていくとともに、2028年度末においても女性委員の比率が30%以上を維持するための仕組みづくりに努力します。	全 課 企画振興課
★ 政策方針決定過程への女性の参画促進するための意識啓発を進めます。	企画振興課

#### 施策の方向 ② 各種団体の構成に応じた女性の役員登用の啓発

◇ 具体的施策	担当課
★ 地域活動としての自治会・福祉団体・社会教育団体などの各種団体における会長などの代表者に女性がより多く選出されるよう働きかけるとともに、中核となるメンバーにも女性が役員として活動できるよう啓発を進めます。	全 課 企画振興課

#### 施策の方向 ③ あらゆる分野に関する人材情報収集・情報提供

◇ 具体的施策	担当課
★ あらゆる分野に関する幅広い情報を収集し、いつでも活用できるように整備します。	企画振興課 生涯学習課

#### 施策の方向 ④ 女性リーダーの養成とネットワーク化

◇ 具体的施策	担当課
★ 誰もが性別を意識することなく活躍でき、リーダーなど指導的地位にある人々の性別に偏りができないよう、女性リーダーの養成を進めていきます。また、相互支援によりそのネットワーク化を図ります。	企画振興課

## 基本課題 2

### 家庭生活における男女の共同参画促進

「男性は仕事中心、女性は家庭中心」という固定的な性別役割の考えは依然として根強く残っています。子どもたちにとっては家庭生活が最初の社会であり、成長過程においてこのような家庭環境から大きな影響を受けながら育ちます。

将来、経済的・精神的・生活的に自立した個人が互いに支え合うことが重要となっており、性別にかかわらず、これを実現できるような家族間における責任意識の醸成が必要となっています。

家族における責任は、家庭を構成する一人ひとりが協力し、担い合っていくものであることから、家庭生活と社会における活動との両立ができるよう意識啓発・意識の向上を図っていきます。

施策の方向 ① 男女の固定的性別役割分担意識の是正のための啓発	
◇ 具体的施策	担当課
★ 男女が共にあらゆる分野における共同参画を進めるため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の理解と推進を図り、「男性は仕事中心、女性は家庭中心」といった性別による役割分担の意識を改め、一人ひとりが家族の一員として、支え合いながら家庭を形成していくという意識の教育・啓発を図ります。	企画振興課 生涯学習課 商工観光課

施策の方向 ② 男女共同参画の視点からの生涯学習・家庭教育の充実	
◇ 具体的施策	担当課
★ すべての人が生活的自立をしていけるような子育て教育をはじめ、家庭生活に関する学習機会を提供していきます。	生涯学習課
★ 家庭教育学習会等の実施にあたり、働く親も参加しやすいよう開催場所や時間、広報の仕方を工夫していきます。特に父親の積極的な参加・促進を図るとともに、子育て・介護などの家庭生活に参画できるよう、働き方の見直しについての啓発を図ります。	

### 《用語解説》

#### ※経済的自立・生活的自立・精神的自立

「経済的自立」とは、労働等により得た収入をもとに、他者を援助も受けずに社会生活を営んでいくことのできる状態をいいます。

「生活的自立」とは、衣・食・住など家庭生活上の基本的な活動について、誰の援助も受けずに自分自身ですることのできる状態をいいます。

「精神的自立」とは、自己が判断力をもって意思表示することのできる状態をいいます。

## 基本課題 3

### 地域社会における男女の共同参画促進

私たちが毎日暮らしている地域において、自治会やPTAなどの活動が積極的に展開されています。しかし、代表者の多くは男性で、活動の方針や内容を決める中核のところには女性は少なく、準備・後片付けなどといった補助的な活動を多く担っているのが現状で、役割に男女で偏りがみられます。また、地域における慣習・慣行の中には、「家制度」に基づくようなものも残っています。

度重なる震災や水害などでは、地域のつながり、人と人との絆の大切さを改めて考えさせられます。防災は「つながる力」であり、日頃の地域のつながりが「もしも」の支えになります。災害時に、高齢者や障がい者、妊産婦や子育てをしている人など、さまざまな人の意見を反映させるためには、普段から意思決定の場への男女の参画が大切です。災害時の応急、避難、復旧・復興の場面において、女性の視点と社会的弱者の視点を入れた防災体制を確立する必要があります。

一人ひとりが地域の一員として、住みよい地域づくりを進めていくため、男女の意見が平等に反映され、運営や活動に関われるように啓発に努めます。

#### 施策の方向 ① 自治会組織などへの女性の参画

◇ 具体的施策	担当課
<p>★ 住みよいまちづくりの実現のためには、男性も女性も、若者や高齢者もみんな参画し進めていく必要があります。</p> <p>年齢や性別にとらわれることなく自治会活動への参加がしやすくなるよう意識啓発や先進事例等の情報提供に努めるとともに、自治会活動の中心となる自治会組織等への役員の選出方法や仕組みづくりの検討が進められるよう支援します。</p>	企画振興課

#### 施策の方向 ② 地域等における慣行・慣習の見直し

◇ 具体的施策	担当課
<p>★ 社会的なしきたりやならわしにより、男女共同参画が進まない原因があると感じている方が多い現状があります。住みよいまちづくりの実現のために、性別による偏りにつながるおそれのある地域等における慣行・慣習について、ジェンダー平等の視点から、見直しが進むよう、意識啓発や先進事例等の情報提供に努めるとともに、地域等において検討が進められるよう支援します。</p>	企画振興課

#### 施策の方向 ③ 女性の活躍支援

◇ 具体的施策	担当課
<p>★ 身近な地域社会における女性の参画を促進するため、地域で自主的に活動していく女性グループ等に対する情報提供やアドバイス等の支援、県立男女共同参画センターが実施する出前講座等の活用により、その活動を支援します。</p>	企画振興課
<p>★ さまざまな分野で活躍する女性グループの活動について、相互理解・協力を図りながら、活動する者同士のネットワークづくりを支援します。</p>	

施策の方向 ④ まちづくり活動での取り組みの推進	
◇ 具体的施策	担当課
★ 子ども、障がい者、高齢者、生活困窮者等といった対象者ごとに区切るのではなく、地域の中で誰もが集える場、居場所等の活動を通じて男女共同参画を推進します。	交通環境政策課 生涯学習課 総務課 福祉保健課 長寿福祉課
★ 青少年育成活動や地域防災活動、防犯活動、環境問題に関する活動、交通安全活動などまちづくり活動等における男女共同参画を推進します。	
★ 災害時において女性が果たす役割は重要であり、防災に関する意思決定や防災の現場に女性の視点を活かすため、自主防災組織に女性の参画を促進し、主体的に活動できる女性リーダーの育成を図ります。	
★ 自主防災組織の育成、強化のための研修等において、男女共同参画の視点による学習機会を提供します。	
★ 災害発生時に支援を要する高齢者、障がい者、妊産婦、子育て家庭など、様々な立場の人に対応できるよう避難行動要支援者にかかる対策を防災計画に位置づけ、男女共同参画の視点をもって取り組みます。	

施策の方向 ⑤ ボランティア活動等での取り組みの推進	
◇ 具体的施策	担当課
★ 多様な考えや価値観を持った人々と協働できるボランティア活動を推進できるように、地域のニーズを把握し、希望者とマッチングできるように取り組みます。	福祉保健課 生涯学習課 商工観光課 企画振興課
★ ボランティア団体やNPO・NGOなどの育成・支援を図るとともにそれぞれの活動における男女共同参画を推進します。	

施策の方向 ⑥ 地域社会への男女の共同参画促進のための学習機会の充実	
◇ 具体的施策	担当課
★ 地域社会へ積極的に男女がともに参画できるようにするという観点に立って、ワーク・ライフ・バランスの理解と推進を図り、従来のライフスタイルを見直すとともに、地域社会を豊かにしていくための学習機会を充実するよう努めます。	生涯学習課

## 《用語解説》

### ※NPO

自発的な意思により、福祉、人権、環境、まちづくりなどの分野で社会貢献活動を行う民間の非営利団体のことです。平成10年（1998年）12月1日に特定非営利活動促進法が施行され、法人格取得の認定がされるようになりました。

### ※NGO

国連と政府以外の民間団体との協力関係について定めた国連憲章第71条の中で使われている用語で、国際協力に携わる「非政府組織」「民間団体」のことです。開発、人権、環境、平和など地球規模の問題に国際的に取り組んでいる非営利の民間組織をNGOと呼んでいます。

## 基本課題 4

### 国際交流・多文化共生社会の促進

政治・経済・文化など社会のあらゆる分野で情報化・国際化が進んできましたが、男女共同参画社会の実現においても国際的な視野を持つことが大切です。

世界各国における女性の地位の現状を把握し、同じ女性として地位向上のための連帯意識を持つことが重要です。

また、在住外国人との共存を進めていく必要性は、ますます高まっています。多様な文化や習慣を互いに認識し、理解し合うことは大切であり、特に当町における姉妹都市の人々との交流は、異文化に触れる貴重な機会といえます。

言葉や文化、生活習慣の違い、男女の生き方の違いを理解し、多様な人々がともに住みよい地域づくりが図れるよう取り組みを進めていきます。

施策の方向 ① 国際的な視野の醸成	
◇ 具体的施策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 男女共同参画に関する国際的な情報の収集に努め、多様な文化や慣習の理解促進のため、情報提供に努めます。 また、学習機会の充実を図るとともに、姉妹都市交流も異なった文化や生活を学ぶその一つの機会として推進します。</li> </ul>	企画振興課 学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 外国語教育を通して、異文化理解を深めていきます。</li> </ul>	

施策の方向 ② 多様な文化や慣習をもつ人びととの共存ができる社会づくり	
◇ 具体的施策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 在住外国人との交流を通して相互理解を深め、女性問題解決の推進を念頭に共同による地域社会の創造を図ります。</li> </ul>	企画振興課
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 在住外国人に対する母国語での生活情報の提供や日本語講座などを、ボランティアやNGOとの協働などにより進めるとともに、学校や文化施設等での諸活動において相互に助け合えるよう支援します。</li> </ul>	

## 基本目標 Ⅲ 男女がともに働きやすい条件づくり

### 基本課題 1

雇用の分野における男女の機会均等の推進と就労条件の向上

### 基本課題 2

多様な働き方に対応できる条件整備

### 基本課題 3

男女がともに職業生活と家庭・地域生活が両立できる社会づくり

### 基本課題 4

農林漁業や商工自営業等での働きやすい環境づくり

## 基本課題 1

### 雇用の分野における男女の機会均等の推進と就労条件の向上

近年、産業構造の変化や労働力人口の減少等により、経済・社会に果たす女性の役割に対する期待はますます大きくなり、女性の労働意欲と能力を十分に発揮できる環境づくりを進めることが重要となっています。

しかし、女性の就業も増え、各種法制度の整備も進んできたにもかかわらず、男女の賃金格差、非正規の女性労働者の増加、セクシュアル・ハラスメントなど、女性の雇用をめぐる環境には依然として厳しいものがあります。

性により差別されることなく、その能力を十分に発揮でき、就業継続を希望した場合、退職することなく男女がともに職業生活と家庭生活を両立できる環境を整えていく必要があります。

そのため、あらゆる機会をとらえて、地域住民や企業に対する各種の法律や制度の周知・啓発・研修に努めるとともに、男女間の格差の解消と、労働条件の向上が図られるよう、関係機関と連携しながら施策の推進を図ります。

#### 施策の方向 ① 女性の労働に関する調査・研究

◇ 具体的施策	担当課
★ 働く女性の就労条件の向上や就労環境の整備・改善を図るため、女性の就労形態、管理職や役員への女性登用の状況、再就職・再就業の状況等実態把握に努めます。	商工観光課

#### 施策の方向 ② 雇用の分野における男女の機会均等・待遇の確保に関する啓発

◇ 具体的施策	担当課
★ 雇用の分野における募集・採用から定年・退職に至るまで、男女が均等に処遇されるよう、あらゆる機会をとらえ、女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法等の関係法令の周知・啓発を行います。	商工観光課 企画振興課

#### 《用語解説》

##### ※労働力人口

15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口のことです。

##### ※女性活躍推進法

正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。

女性の活躍推進に向けた行動計画の策定・公表や女性の職業選択に関する情報の公表を事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けることで、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的とした法律です。

##### ※男女雇用機会均等法

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。

雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的とした法律です。

##### ※パートタイム労働法

正式名称は「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。

パートタイマーの適正な労働条件の確保、雇用管理の改善を目指した法律。事業主が講ずべき措置として、労働条件の文書交付、就業規則の作成、雇用管理者の選任などが定められています。

パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、平成27年4月に改正されています。

## 基本課題 2

### 多様な働き方に対応できる条件整備

働くことは、人々の生活の経済的基盤をつくっていくものであることはもちろん、自己実現や生きがいにつながるものであり、働きたいと希望する人が性別にかかわらず、多様な働き方を選択できるよう環境を整えていくことが重要です。

女性の就業が進む一方で、非正規の職員・従業員の割合は増加傾向にあり、日本では全体の約4割と高水準です。特に女性労働者については、非正規の職員・従業員が正規の職員・従業員よりも高い割合となっています。

非正規の雇用形態は、近年、特に多様化するとともに、雇用全体における主要な役割を担っている一方で、正規の職員・従業員に比べ賃金や休暇などの待遇差が大きいなどの問題が存在しており、非正規の職員・従業員の就業・雇用環境の改善に向けた取り組みが必要です。

また、ライフスタイルや労働の価値観が変化する中で、多様な働き方が選択できるよう、職業能力の開発や起業についての情報提供に努めます。

#### 施策の方向 ① パートタイム労働等における就労条件の向上

◇ 具体的施策	担当課
★ パートタイム労働法及び指針の啓発に努めます。	商工観光課
★ パートタイム労働者の労働条件は多様であることから、法律に沿った雇用管理となるよう啓発に努めます。	

#### 施策の方向 ② 新しい働き方のための情報提供

◇ 具体的施策	担当課
★ 公共職業安定所等と連携しながら、就職の困難な就業意欲のある人に対して、情報提供や就職相談・職業紹介等を支援します。	商工観光課
★ 職業能力の開発と技術・資格取得についての情報提供に努めます。	
★ ライフスタイルや労働の価値観が変化する中で、起業を希望する場合にあたっての知識、情報等の公開・支援に努めます。	

## 基本課題 3

### 男女がともに職業生活と家庭・地域生活が両立できる社会づくり

急激な高齢化や家族の少人数化に伴い、育児や介護の負担は仕事を継続する上で大きな課題となっています。安心して職業生活と家庭・地域生活を両立していくためには、男女がともに家庭責任を担うとともに、社会全体で支えていく必要があります。

このことから、家事・育児・介護は男女が共に担うべきものという意識を社会全体に浸透させるためにも、男女の固定的な役割意識を是正し、家庭、地域生活における男女の共同参画を促進するための広報啓発を進めるとともに、育児・介護サービスの充実や育児や介護を行う労働者の就業環境の整備等を進めていきます。

地域や職場等において、ワーク・ライフ・バランスの理解と推進を図り、フレックスタイム制や在宅勤務等、ライフスタイルに応じた働き方ができるよう啓発を行うとともに、職場・家庭・地域のバランスのとれた生き方への転換を促していきます。

#### 施策の方向 ① 育児・介護休業制度・再就職支援事業の普及啓発

◇ 具体的施策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 男女がともに育児や介護のために一定期間休むことができる育児・介護休業制度について、周知徹底を図るとともに制度の普及に努めます。</li> <li>また、育児・介護のために退職した人が、再就職を希望する場合には、公共職業安定所や滋賀マザーショブステーション等の関係機関と連携し、就労情報や各種制度の情報提供に努めます。</li> </ul>	商工観光課 企画振興課 子ども支援課

#### 施策の方向 ② 育児・看護・介護にかかる支援の充実と支援

◇ 具体的施策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 多様化するニーズにすばやく対応できるよう、情報収集に努めるとともに、利用しやすい保育サービスについて充実を図ります。</li> </ul>	子ども支援課 保育所 長寿福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 保育職員の研修の充実や保育環境体制の整備を図ります。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 子育て支援対策の充実を図ります。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 学童保育施設の整備や充実に努めます。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 介護サービス等の充実や介護環境の整備を図ります。</li> </ul>	

#### 施策の方向 ③ 労働時間短縮・弾力化の促進

◇ 具体的施策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発により職業生活と家庭生活との両立を図り、また、地域社会にも参加し、生きがいのある生活をおくるため、労働時間の短縮・弾力化に向けての啓発活動に努めます。</li> </ul>	商工観光課 企画振興課
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の事例等の情報提供に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスが推進できる仕組みづくりを検討します。</li> </ul>	

#### 《用語解説》

##### ※フレックスタイム制

自由勤務時間制と訳します。変形労働時間制の一つで、一定期間の総労働時間を定め、その範囲内で出勤時間や退社時間を自由に選択できる制度のことです。

## 基本課題 4

### 農林漁業や商工自営業等での働きやすい環境づくり

農林漁業や商工自営業などに携わる女性は、家族従事者として生産や経営、地域の諸行事への参加などを通じて、居住地域の活性化に大きく貢献しています。

しかし、地域に残る固定的な役割分担意識や慣習などから、それに見合った評価がされないことが多く、方針決定過程への女性の参画も進んでいないのが現状です。

そこで、女性がその貢献に見合う評価を受けられるようにするとともに、方針決定過程への女性の参画を促し、働きやすい就業条件・環境の整備を進めます。

施策の方向 ① 経営や方針決定過程への女性の参画拡大	
◇ 具体的施策	担当課
★ 女性の能力が適正な評価をえられるよう啓発に努めます。	農林課 商工観光課
★ 商工関係の役員や農業委員、農地利用最適化推進委員等への女性の登用を促す啓発に努めます。	

施策の方向 ② 女性の経済的・社会的地位の向上	
◇ 具体的施策	担当課
★ 家庭や地域のあらゆる場における意識と行動の変革を進めるため、啓発活動に努めます。	農林課 商工観光課 住民課
★ 認定農業者の「共同申請」の周知に取り組むとともに、家族農業経営の役割分担や働きに応じた収益の配分、資産の形成等女性の経済的な地位の向上や作業時間・休日等就業条件を明確にした「家族経営協定」の理解と推進に努めます。	
★ 農村女性グループによる農産物加工等の活動を支援するために、情報提供等を実施し、グループの活動の活性化を図ります。	
★ 女性の労働負担の軽減を目指した就業環境の改善、生活課題や地域課題に対する取り組みの推進を図ります。	
★ 国民年金の付加年金、農業者年金、国民年金基金制度などの周知を図ります。	

施策の方向 ③ 女性グループ等の支援	
◇ 具体的施策	担当課
★ 女性の活動促進のためのネットワークづくりを支援します。	農林課 商工観光課
★ 女性グループに対し、安定的な活動が行えるような情報提供等の支援を図ります。	

#### 《用語解説》

##### ※家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

## 基本目標Ⅳ 男女がともに安心して暮らせる健康と福祉社会づくり

### 基本課題1

男女の健康保持・増進

### 基本課題2

高齢者等が安心していきいきと暮らせる体制の整備

### 基本課題3

障がいのある人たちが安心して暮らせる環境の整備

### 基本課題4

ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備

## 基本課題 1

### 男女の健康保持・増進

男女は身体的な機能の違いがあることから、幼い時から生涯を通じて各ライフステージに応じた心と体の健康づくりの課題に対応する必要があります。

特に女性の身体には、妊娠、出産を可能とする機能があり、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意し、女性が生涯を通じて健康に過ごせるよう支援が必要です。

また、性と生殖に関する健康上の問題や心と体の自己決定権を含む権利の問題についても、広く周知を進めることが重要です。

これらのことについて、男女がともに高い関心を持ち、正しい知識や情報を得るなど、認識を深めるための施策の推進を図ります。

また、社会的機能としての母性保護についての重要性を社会全体が正しく評価し、女性差別の理由としてはならないよう広報・啓発に努めます。

#### 施策の方向 ①性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する概念の普及・浸透

◇ 具体的施策	担当課
★ 性と生殖に関する健康と権利の概念の普及・浸透を図る広報・啓発に努めます。	福祉保健課 学校教育課
★ 自分の命と体、心を大切にできるよう性に関する教育を進めます。	

#### 施策の方向 ②生涯を通じた男女の健康づくり支援

◇ 具体的施策	担当課
★ 生涯を通じた男女の健康支援や健康課題への認識を高める気運の醸成を図るため、広報・啓発に努めます。	福祉保健課 生涯学習課
★ 男女がその健康状態に応じて、正しい自己管理を行うことができるようになるための健康教育・健康相談・指導の充実を図ります。	
★ 妊娠・出産期における女性の健康支援、一貫した母子保健サービスを充実します。	
★ 若年期・成人期・高齢期の健康づくりの支援を行います。	
★ 女性特有の子宮がん・乳がん・骨粗鬆症等の予防のため、正しい知識について普及啓発を図ります。	

#### 施策の方向 ③女性の母性保護に関する支援

◇ 具体的施策	担当課
★ 安心して子どもを産み、健康で働き続けることができる環境整備を図ります。	福祉保健課

#### 《用語解説》

##### ※性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

1994年にカイロで開催された国際人口/開発会議において提唱された概念で、今日では、女性の人権の重要なひとつとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

## 基本課題 2

### 高齢者等がいきいきと安心して暮らせる体制整備

高齢化が進む中、家庭だけでなく、地域や社会も一体となって、高齢者等の暮らしを支えていく必要があります。また、高齢者等が社会や地域との関わり、役割を持ち、自分らしく、いきいきと暮らし続けていくことが大切です。

高齢期になっても、男女がともに社会に参画し、支え合いの担い手として活躍できる地域づくりを進めます。

施策の方向 ① 高齢期における社会参画の促進・介護予防の充実	
◇ 具体的施策	担当課
★ 高齢者等が社会や地域との関わり、役割を持ち、いきいきと暮らし続けていくため、さまざまな活動への参加を促進するとともに、転倒予防、認知症予防をはじめとした介護予防の取り組みを推進します。	長寿福祉課 生涯学習課 商工観光課
★ 高齢者等の持つ経験、技術、知識等を活かした取り組みを進めるとともに、シルバー人材センターの運営を支援します。	
施策の方向 ② 高齢期の生活支援の推進	
◇ 具体的施策	担当課
★ 高齢者等の暮らしのニーズに対応するため、住民主体の支え合いの仕組みづくりを推進支援します。	長寿福祉課
★ 認知症に関する啓発を進めるとともに、当事者や家族への支援を行います。	
施策の方向 ③ 介護・医療等の多職種連携の推進	
◇ 具体的施策	担当課
★ 多職種の連携により、高齢者の個別支援を充実するとともに、地域課題の発見と共有、課題の解決に取り組みます。	長寿福祉課
施策の方向 ④ 介護保険サービスの充実	
◇ 具体的施策	担当課
★ 介護ニーズに対応できるようサービスの充実を図るとともに、介護サービス事業者と連携し、サービスの質の向上に取り組みます。	長寿福祉課
施策の方向 ⑤ 虐待防止・権利擁護対策の推進	
◇ 具体的施策	担当課
★ 虐待の未然防止・早期発見につながるよう専門職や民生委員等に対する啓発を行うとともに互いに連携し、対応を行います。	長寿福祉課
★ 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知と利用支援を行います。	

## 基本課題 3

### 障がいのある人たちが安心して暮らせる環境の整備

障がいのある人もない人も地域の中でともに生活するという「ノーマライゼーション」の理念が、社会全体で広く周知されることが必要となります。

障がいのある人たちは、障がいの重度化、重複化により、常時介護を必要とするなど、日常生活や行動・働き方などに制約を受けることがあるため、社会基盤の整備をはじめとする各種の施策を進めるにあたって、障がいのある人をはじめ支援・介助・看護を担う人たちの意見が反映されるよう、政策・方針決定の場への参画を促進していくとともに、「合理的配慮」の普及・啓発に努めます。

また、本人や家族の人たちとの交流の機会や支援ネットワークづくりなどの幅広い支援活動を進めていきます。

施策の方向 ① 住民参加によるノーマライゼーションの実現	
◇ 具体的施策	担当課
★ ノーマライゼーションの理念に基づき、社会活動への参画を図るなど障がいのある人が生まれ育った地域で安心して暮らせる地域づくりを目指します。	福祉保健課
施策の方向 ② 自主性の確立と平等な社会づくり	
◇ 具体的施策	担当課
★ 障がい、年齢、性別等の属性に関係なく、地域で暮らす一人ひとりの想いや意見を施策等に反映できるように努めます。	福祉保健課
施策の方向 ③ 地域活動と生活支援施策の充実	
◇ 具体的施策	担当課
★ 障がい福祉サービスの充実と障がいのある人の自立支援事業等の拡充を図ります。	福祉保健課 住民課
★ 障がいのある人が生まれ育った地域で安心して暮らし続けられるように障がい福祉制度・サービス、相談支援等の充実を図ります。	
★ 福祉医療費助成制度により、医療費助成を行います。	

### 《用語解説》

#### ※ノーマライゼーション

障がい者等、社会的に不利を負いやすい人たちが存在するのが通常の社会であり、そのあるがままの状態での人と同等の権利と機会を享受できるようにしていこうという考え方をいいます。

#### ※合理的配慮

障がいの有無にかかわらず、全ての人が、教育、就業、その他の社会生活に平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のことです。

## 基本課題 4

### ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭は、経済的自立や仕事と家事・育児との両立が困難になりやすく、精神的・肉体的な負担も大きくなりがちです。

ひとり親が自分らしいと思える生活の実現を目指して、安心して仕事と家庭生活を両立できるよう関係機関と連携し、自立に向けた支援体制を促進します。

施策の方向 ① ひとり親家庭の自立の支援	
◇ 具体的施策	担当課
★ ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。	子ども支援課
★ ひとり親家庭を支援する各種制度や施策の普及・啓発に努めます。	

総合推進体制の整備・充実

## 総合推進体制の整備・充実

男女共同参画社会の実現は、生活のあらゆる分野に関わる課題であり、町が施策を進めるにあたっては、男女共同参画の視点を反映させる必要があることから、総合的・計画的に推進するための組織体制の整備を図ります。

また、常に男女共同参画の視点に立って町行政施策を企画・実施することのできる職員の養成に努めます。

施策の方向 ① 町民参加による男女共同参画の推進体制	
◇ 具体的施策	担当課
★ 男女共同参画社会の実現に向けて、地域や企業、各種団体等において様々な取り組みが行われるよう啓発し、気運の醸成を図ります。	企画振興課
★ 地域ぐるみの取り組みによる意識啓発や慣習・慣行の見直し等、主体的な男女共同参画の形成に向けた取り組みの体制づくりの促進を図ります。	
★ 行政相談員・人権擁護委員等と緊密な連携を図ります。	
★ 男女共同参画懇話会において、「男女共同参画社会の実現」に向けて広く意見を聴取するとともに、施策への反映・推進を図ります。	

施策の方向 ② 総合的な庁内推進体制の整備	
◇ 具体的施策	担当課
★ 広範多岐にわたる男女共同参画施策を関係各課が連携し、総合的・計画的に施策を展開できるよう、日野町男女共同参画推進本部を設置し、推進体制の強化を図ります。	企画振興課 総務課
★ 計画の積極的な推進と定期的なフォローアップによる問題点の常時把握に努めます。	
★ 職員研修を通して、全庁的に男女共同参画に関する共通理解・共通目標を常に持ち緊密な連携を図ります。	
★ 性別に関わらず、育児休業を取得しやすい風土の醸成を目指します。	

施策の方向 ③ 計画の進行管理機能の強化	
◇ 具体的施策	担当課
★ 男女共同参画に関する関係各課の取り組み状況について、定期的に進捗状況を確認し、結果の公表に努めます。	企画振興課
★ 全庁的な視点の普及定着化を進めます。	

施策の方向 ④ 県・他市町村間の連携強化	
◇ 具体的施策	担当課
★ 定期的な情報交換等の機会を充実し、県・他市町村間の連携強化を図るとともに他市町村の先進的事例や研修会等への参加により情報収集に努めます。	企画振興課